

申請書の記載例・ポイントについて (DX投資促進税制)

(※) 本資料は申請を検討する事業者用の参考資料として作成したものであり、実際に作成する際には、本資料のみに依らず、各申請書の「記載要領」や実施指針・情報技術事業適応特例基準などの関係法令を参照の上、作成する必要があります。

事業適応計画の認定申請書の記載例・ポイント①

様式第十八（第11条の2第1項関係）

事業適応計画の認定申請書

(情報技術事業適応に関する計画の記載例)

- 産業競争力強化法施行規則様式第18が認定申請書として定められておりますので、こちらをご活用下さい。
- オンライン申請の場合は、同様の項目がフォームとして用意されております。申請書に添付する書面は、システム上アップロードする形でご対応いただきます。

令和5年6月16日

経済産業大臣 西村 康稔 殿

000000111122223344
東京都千代田区霞が関1-3-1
株式会社事業適応
代表取締役社長 事業 適応

産業競争力強化法（以下「法」という。）第21条の15第1項の規定に基づき、下記の計画について認定を受けたいので申請します。

- 共同申請の場合は、同様の項目を申請者分記載する必要があります。

事業適応計画の認定申請書の記載例・ポイント②

1. 事業適応の目標

(1) 事業適応に係る事業の目標

都市部への人口集中や電子取引の増加など当社事業を取り巻く環境が大きく変化していることを踏まえ、20XX までの成長戦略として、〇〇や××といった取組を進めていく。これにより、既存の〇〇といったビジネスモデルを変革し、顧客のニーズに合ったサービスを展開することで、新たな需要開拓を図り、〇〇事業の競争力を強化する。

(2) その事業の生産性を相当程度向上させること又はその生産し、若しくは販売する商品若しくは提供する役務に係る新たな需要を相当程度開拓することを示す目標

この申請書の提出と併せて提出する様式第 18 の 17 (情報技術事業適応に係る確認申請書) において記載する。

- ・ 事業適応を行おうとする背景となる経済社会情勢の変化、これにより目指す事業の方向性のポイントを記載します。申請事業者としての中期的な成長戦略の大目的・大目標をご記載いただくイメージとなります。

- ・ DX投資促進税制の利用を希望する場合は、記載例のとおり記載 (様式第18の17において記載する旨を記載) すれば足ります。

事業適応計画の認定申請書の記載例・ポイント③

(3) 財務内容の健全性の向上を示す目標

財務内容の健全性の向上としては、令和 10 年度（2028 年度）において、当社の有利子負債はキャッシュフローの 3 倍、経常収支比率は 105.0%となる予定である。

- 「事業適応の実施に関する指針」に規定する具体的な指標を用いて記載します。

2. 事業適応の内容及び実施時期

(1) 事業適応に係る事業の内容

① 事業適応の類型

情報技術事業適応

② 計画の対象となる事業（日本標準産業分類における中分類名称及びその分類コード）

食料品や日用品等の小売業（56 各種商品小売業）

（選定の理由）

同事業において、これまでの〇〇や△△といった取組を進めてきたが、昨今の顧客の価値の変化にスピード感を持って対応する必要性が生じていることを踏まえ、今後も同事業を当社の柱として位置づけていくため、同事業におえる事業適応を実施していく。

- 事業適応の属する事業分野を記載するとともに、日本標準産業分類上の分類・コードも記載します。
- 選定の理由について、情報技術事業適応を実施することとした理由を端的に記載します。

事業適応計画の認定申請書の記載例・ポイント④

③ 事業適応の具体的な内容

この申請書の提出と併せて提出する様式第18の17（情報技術事業適応に係る確認申請書）において記載する。

具体的なデータの連携図等については、添付書面9「データ連携」及び「クラウド技術の活用」についてにより補足する。

(2) 事業適応を行う場所の住所

東京都千代田区霞が関一丁目3番1号 株式会社事業適応本社

東京都千代田区霞が関二丁目3番1号 ○○本店

東京都千代田区霞が関三丁目3番1号 A支店

- 情報技術事業適応の具体的な取組の内容を記載します。実施指針第2項第1号二に規定する「情報技術の進展による事業環境の変化に対応して行うもの」への該当性を説明する必要があります。
- これらを説明するため、添付書面（経産省HPにおいて記載例を公開）として、補足説明資料を作成し、提出します。
- DX投資促進税制の利用を希望する場合は、記載例のとおりに記載（様式第18の17において記載する旨を記載）すれば足够了。

- 「国内にある事業の用に供しないもの」はDX投資促進税制の対象外となりますので、情報技術事業適応を行う場所において、国内の事業であることを示す必要があります。

事業適応計画の認定申請書の記載例・ポイント⑤

(3) 事業適応に伴う設備投資等の内容

別表 2-2

(4) 事業適応の実施時期

① 事業適応の開始時期及び終了時期

開始時期：令和 5 年（2023 年）6 月

終了時期：令和 10 年（2028 年）6 月

- 開始時期が申請日より前にならないようご注意ください。
- 新需要の開拓等の成果目標や財務内容の健全性指標などは、事業適応計画の終了時期を含む事業年度（計画最終年度）において達成することとなります。

② 毎事業年度の実施予定

別表 3 のとおり

(5) 事業適応の実施に必要な資金の額及びその調達方法

① 必要な資金の額及び調達方法の概要

当社の設備投資関連資金については、自己資金と金融機関からの借入によって調達する予定である。

事業適応計画の認定申請書の記載例・ポイント⑥

②必要な資金の額及び調達方法

別表4のとおり

- 全社的な意思決定に基づく情報技術事業適応であることを証するための項目です。
- 申請書上は記載例のような記載で足りることとし、これを証明する文書を認定申請書の添付書面5として添付する必要があります。この文書の日付は、令和5年（2023年）4月1日以降である必要があります。

3. 事業適応に係る経営の方針の決議又は決定の過程

当社取締役会において、令和5年（2023年）5月15日付けで承認された（添付書面5のとおり）

4. その他

この申請書の提出と併せて産業競争力強化法施行規則様式第18の17（情報技術事業適応に係る確認申請書）を提出する。

- DX投資促進税制の利用を希望する場合は、認定申請書に加えて、様式第18の17を併せて提出する必要があります。

事業適応計画の認定申請書の記載例・ポイント⑦

別表 2 - 2 (情報技術事業適応に伴う設備投資等の内容)

情報技術事業適応に伴う設備投資等の内容

(1) 全ての設備等

	事業者名	種類	設備等の名称	設備等の機能	数量	事業の用に供する時期	合計金額 (千円)	税制対象
1	株式会社 事業適応	ソフトウェア	〇〇	〇〇情報と〇 〇情報を連携 し分析	1	2023.12	150,000	○
2	株式会社 事業適応	繰延資産	〇〇クラウド サービス	店舗内情報を 掛け合わせて 無人レジを可 能とする	1	2023.12	20,000	○
3	株式会社 事業適応	器具備品	レジ	カメラ・セン サーと連動 し、無人決済 を可能となる	30	2023.12	60,000	○
4	株式会社 事業適応	器具備品	カメラ	顧客の行動を データ化する	500	2023.12	150,000	○
5	株式会社 事業適応	ソフトウェア	〇〇センサー	商品棚の情報 をデータ化す る	250	2024.9	75,000	○
6	株式会社 事業適応	車両運搬器具	無人搬送車	店舗内倉庫に おける運搬	10	2025.8	30,000	×
合計							485,000 (455,000)	

- 設備投資の内容を記載します。
- 「事業者名」は資産を取得する事業者の名称を記載します。
- 「種類」は、機械装置・器具備品・ソフトウェア、繰延資産など、税務上の種類を記載します。
- 「設備等の機能」は、事業適応を実施する上で果たす機能を記載します。繰延資産については、当該繰延資産に係るソフトウェア等の機能について記載します。
- 「機械装置」、「器具備品」を含む場合、クラウドシステムにおいて利用するデータの全部若しくは一部の継続的かつ自動的な収集を行うもの又は当該データの分析を踏まえた生産、販売その他の事業活動に対する継続的な指示を受けるものであることを示すこと。
- 「事業の用に供する時期」は年月をもって記載します。DX投資促進税制の適用対象設備は、令和7年（2025年）3月31日までに事業の用に供するものとなります。
- DX投資促進税制の適用の対象となるのは、認定申請書の別表 2 - 2 に記載されたものに限られますので、よく精査した上で記載することが大切です。
- 情報技術事業適応を実施する上で必要となる投資内容でも、DX投資促進税制の対象とならないものは「税制対象」列において「×」とします。
- 合計金額列の合計行の括弧は、税制対象列において「○」としたものの合計金額を記載します。

事業適応計画の認定申請書の記載例・ポイント⑧

(2) 上記 (1) のうちデータ連携に必要なソフトウェア等

	ソフトウェア等の名称	ソフトウェア等の機能	「情報技術の進展による事業環境の変化に対応して行うもの」における役割
1	〇〇	〇〇情報と〇〇情報を連携し分析	店舗内におけるデータ、EC サイト上のデータを連携・分析し、分析結果を基に〇〇指令を販促アプリ等にする。
2	〇〇クラウドサービス	店舗内情報を掛け合わせて無人レジを可能とする	カメラ、センサー等から得られた店舗情報を分析・解析し、無人レジに情報を伝達する。

- 「ソフトウェア等の名称」と「ソフトウェア等の機能」は (1) の表と同じ内容を記載します。
- 一番右の列では、各行に記載するソフトウェア等が、今回取得するデータをどのように活用するのか (どのようなアウトプットを出すのか) について、それぞれの取組の内容に応じて、当該ソフトウェア等の役割として記載します。

別表 3 (事業適応の実施時期)

事業適応の実施時期

年度	実施内容
2023年度	別表2-2に記載の資産等の投資に実施
2024年度	4月1日より情報技術事業適応を実施し、成果目標の達成を図る (翌年度以降同じ)

- 事業年度毎に、情報技術事業適応の内容を記載します。

別表 4 (事業適応の実施に必要な資金の額及びその調達方法)

事業適応の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位: 千円)

費用	調達方法	調達方法				合計	備考
		政府関係金融機関からの借入れ	民間金融機関等からの借入れ	自己資金	その他		
事業適応の実施に必要な資金の額		-	200,000 (A 銀行)	285,000	-	485,000	-

- 指定金融機関による低利子融資を受けることを期待する場合は、その旨を、借入先金融機関名を示しつつ「備考」に記載する。

情報技術事業適応に係る確認申請書の記載例・ポイント①

様式第十八の十七（第11条の19第1項関係）

情報技術事業適応に係る確認申請書

（記載例）

令和5年6月16日

経済産業大臣 西村 康稔 殿

000000111122223344

東京都千代田区霞が関1-3-1

株式会社事業適応

代表取締役社長 事業 適応

産業競争力強化法第21条の28の確認を受けたいので、申請します。

記

1. 情報技術事業適応の目標

令和10年度（2028年度）において、XX（※事業適応に係る商品又は役務の名称）の売上高（令和5年度（2023年度）から令和10年度（2028年度）までの期間）が平成27年度（2015年度）から平成31年度（2019年度）までの5年間の平均連結売上高の10%ポイント上回ることを目標とする。

- DX投資促進税制の適用を受けようとする場合は、事業適応計画の認定申請書と併せて、こちらの確認申請書を作成し、提出する必要があります。
- オンライン申請の場合は、同様の項目がフォームとして用意されております。申請書に添付する書面は、システム上アップロードする形でご対応いただきます。

- 情報技術事業適応特例基準に規定する具体的な指標を用いて記載します。
- 事業適応計画の実施時期と目標の評価年度（計画最終年度）が整合的になるように注意してください。

情報技術事業適応に係る確認申請書の記載例・ポイント②

2. 情報技術事業適応の内容

(1) 情報技術事業適応の具体的内容

顧客・商品管理、決済等の基幹システムを入れ替えた上で、各店舗に新規導入する無人 AI レジで取得した POS データやカメラ・センサーから取得した顧客行動データをクラウド上で一元管理するとともに、リアルタイムで共有。当社 EC サイトにおけるデータや他の既存データを有効に組み合わせ、顧客の属性・趣味嗜好等に応じたオーダーメイドでの販促・プライベートブランドでの商品開発を行うなど、新たな施策を展開することで当社商品の需要を開拓し、〇〇（※新商品又は新役務の名称）の売上高を平成 27 年度（2015 年度）から平成 31 年度（2019 年度）までの 5 年間の売上高の平均値である ××億円の 10% である △△億円を上回ることを目指す。また、これらの取組による海外の新市場の需要開拓等を通じて、〇〇の売上高のうち、基準値である ●●億円（●●%）を超える ★★億円（★★%）の海外売上高を目指す。

(2) 連携するデータの類型

①親会社等以外の他の会社の有するデータ

③個人の有するデータ

④申請者がセンサー等を利用して新たに取得するデータ

(3) 産業競争力の強化に著しく資するものへの該当性

当社が実施しようとする情報技術事業適応は、産業競争力の強化に著しく資するものとして経済産業大臣が定める基準に適合する。

・ 2. (2) において、「①」を選択する場合は、記載例のとおり記載します。「①」を選択しない場合は、適合しない旨を記載します。

・情報技術事業適応の具体的な取組の内容を記載。

1. 次に掲げる取組類型要件に該当するものであること
 - ①新商品の開発及び生産又は新サービスの開発及び提供を行うもの
 - ②成長性の高い海外市場の獲得（基準年度の海外売上高の平均値を基準とした値と上限50%との中間値を超えるもの）
2. クラウド技術を活用し、**既存データと次のいずれかのデータとを連携し、有効に利活用すること**
 - ①グループ内外の事業者・個人の有するデータ
 - ②センサー等を利用して新たに取得するデータ

・これらを説明するため、添付書面（経産省 HP において記載例を公開）にて、補足説明資料を作成し、提出します。

・ 情報技術事業適応において連携するデータを次の①～④から選択します。
 ①親会社等以外の他の会社（個人の場合はその個人以外の他の者）の有するデータ、②親会社等の有するデータ（漏えい又は毀損をした場合に競争上不利益が生ずるおそれのあるものに限る。）、③個人の有するデータ、④申請者がセンサー等を利用して新たに取得するデータ

情報技術事業適応に係る確認申請書の記載例・ポイント③

(4) 売上高に占める投資額の割合 (%)

0.11% (=455,000千円/400,000,000千円)

3. 情報処理の促進に関する法律第31条の規定に基づく認定に関する事項

◆令和4年12月1日以降に認定取得した場合の記載例

当社は情報処理の促進に関する法律第三十一条の規定に基づく経済産業大臣の認定を令和5年1月1日に取得済みである。

◆令和4年12月1日以降に認定更新を行った場合の記載例

当社は情報処理の促進に関する法律第三十一条の規定に基づく経済産業大臣の認定を令和4年9月1日に取得及び同法律第三十二条第二項において準用する同法律第三十一条に基づき、令和5年3月1日に認定を更新済みである。

4. その他

当社は、過去に産業競争力強化法第二十一条の二十八の規定に基づく主務大臣の確認を受けたことはない。

別表 (期待する税制措置の内容)

特別償却	税額控除 (3%)	税額控除 (5%)
		○
特別償却見込み額・税額控除見込み額		22,750千円

(注) 特別償却又は税額控除 (3%・5%) のいずれか期待する措置に「○」を付すこと。

情報技術事業適応に伴う設備投資等の金額
 (様式第18別表2-2の表中「税制対象」の欄に「○」が付された設備等の投資合計金額)
 (申請者が連結会社である場合は、自己の設備投資等の金額に同一の連結の範囲に含まれる他の共同で申請する認定事業適応事業者の設備投資等の金額を加えて得た額)

直近3事業年度の国内売上高の額
 (申請者が連結会社である場合は、その国内売上高の額) **の平均値**



分子・分母を上記のとおり計算し、割合 (小数点第3位を四捨五入した上で、百分率 (%) で表記) 及びその計算式を記載します。
 主務大臣による確認を受けるためには、この値が、0.1%以上である必要があります。

【4. その他】

- 過去に法第二十一条の二十八の確認を受けたことがない旨を記載する。グループ通算制度を採用している企業グループに所属する場合は、そのグループ単位で確認を受けたことがあるか否か判断されるため、注意が必要です。(グループ通算制度企業グループに所属する法人が確認を受けたことがある場合は、そのグループに所属する他の法人は確認を受けることができなくなるため、共同での申請を推奨します。)
- 別表により、期待する税制措置の内容について記載します。

要件となっているDX認定の取得・更新について記載します。

添付書面について

- DX投資促進税制の適用を受けるためには、申請書 2 点（様式第18及び様式第18の17）に加えて、申請書のバックデータや補足資料を添付書面として併せて提出する必要があります。
- 添付書面の表紙（目次）、その他作成が必要な資料についてはひな形を公開していますので、そちらからダウンロードし、作成してください。

※オンライン申請の場合は、申請書 2 点はシステム上フォーム化されていますので、添付書面のみ個別にファイルを作成し、同システムにアップロード（提出）します。

添付書面のひな形の公開先（経済産業省HP）

- 添付書面のひな型は経済産業省のホームページにて公開しています。以下のイメージのとおり、それぞれ公開しておりますので、ダウンロードの上、作成してください。

[ホームページへのリンクはこちら](#)

（経済産業省HPの画面イメージ）

3. 申請について

原則WEB申請で受付をしております。申請は[こちら](#)から。

【申請の添付書類フォーマット】

- [事業適応計画の認定申請書 添付書面①（表紙など）](#) 
- [事業適応計画の認定申請書 添付書面②（計算ツールなど）](#) 
- [事業適応計画の認定申請書 添付書面③（データ連携及びクラウド技術の活用に関する添付書面（DX投資促進税制のみ））](#) 

添付書面の表紙（目次）について

- DX投資促進税制の利用申請に必要な添付書面は、表紙ひな形に記載の 1～11のうち、1～9です。（以下イメージ）
- なお、添付書面6については、計画の実施に必要な資金を全て自己資金で賄う場合には作成不要のため、添付書面7～9の番号を繰り上げる必要があります。

[添付書面目次](#)

添付書面

1	定款の写し
2-(1)	事業報告の写し
2-(2)	貸借対照表
2-(3)	損益計算書
3	生産性の向上又は需要の開拓について
4	財務内容の健全性の向上について
5	経営の方針の決議又は決定の過程について
6	計画の実施に必要な資金の使途及びその調達方法の内訳について
7	暴力団排除に関する誓約事項
8	前向きな取組の根拠（成長発展事業適応又は情報技術事業適応に関する計画に限る。）
9	「データ連携」及び「クラウド技術の活用」について（情報技術事業適応に関する計画に限る。）

End of Document
